

Smile Tomorrow Energy Peace of mind  
「笑顔」「明るい明日」「元気」「安らぎ」を届けます

# STEP ステップ 便り

第15号  
2024年  
5月

なんでも相談窓口

フリーダイヤル



0120-928-302

平日 9:00~17:00

ホームページ <https://npostep.jp/>  
E-mail [info@npostep.jp](mailto:info@npostep.jp)



NPO法人  
障がい者・高齢者市民後見STEP

〒561-0884 大阪府豊中市岡町北1丁目2-20-504号  
TEL 06-6155-5432 FAX 06-6676-7225

**私たちは、障がい者や高齢者のお困りごとを市民感覚で支援する、後見NPOです。**

成年後見のみならず、見守り・金銭管理、相続・遺言、身元保証、死後事務など、幅広く皆様のお役に立てるよう、日々活動しています!!

当NPOホームページ「活動ブログ」からの抜粋です。皆様のご参考になれば幸いです。

最新情報 Facebookで発信中!

f <https://www.facebook.com/npostep/>



11月24日

## 障がい関係者向けセミナー実施

庄内ショコラにて、「障がい関係者向け成年後見勉強会」を実施。参加者は、相談支援員の方、障がい者当人、親御様など計9名でした。成年後見制度の種類、法定と任意の違いと留意点、事例紹介など約1時間半講義させていただきました。



1月22日

## ケアマネ向け勉強会を実施

東淀川区中部地域包括支援センターのお招きで、ケアマネ向けに「成年後見制度等勉強会」の講師を務めました。参加者は18名でした。講義では、ケアマネがよく直面する、高齢者の金銭管理の問題や独居高齢者の身元保証人の問題などについて、実例を交えながら説明させていただきました。



2月22日

## 成年後見促進部会

豊中市福祉部主催の「令和5年度第二回豊中市成年後見制度利用促進部会」に、豊中市域で法人後見を行っているNPO法人として、STEP代表が参加しました。

会議では、次期豊中市成年後見制度利用促進計画について議論がなされました。同計画の基本方針に「日常生活自立支援事業の効率的な実施体制の確立」とあり、同事業の利用に至るまでの「つなぎの金銭管理」が必要な高齢者もあり、そのような方に対しSTEPの「金銭管理委任契約」をお勧めし、契約に至った事例を紹介し、市内のNPO法人として、金銭管理や後見人の受け皿になりうることを説明しました。



2月25日

## 確定申告の季節に



確定申告の季節になりました。被後見人等の中には、公的年金のほかに、個人年金をもらっている方もおられるので、確定

申告すれば、源泉徴収された部分が還付される可能性が高く、申告を代理するようにしています。また、昨年1年間で、自宅等の不動産売却された方の譲渡所得申告も忘れないように代理申告したいと思います。

3月27日

## 今年も支援します!法定後見申立て費用支援

4月1日から「法定後見申立て費用支援制度」の新年度がスタートします。令和6年度の予算枠は、20万円で、今年度からは自主財源で実施します。お一人上限2万円、医師診断書費用や家庭裁判所への切手代・印紙代など、法定後見申立てに必要な実費を支援いたします。

3月5日

## 成年後見を柔軟に使いやすく？

日経新聞に「成年後見を柔軟に使いやすく」という社説が掲載されました。記事によると、足元の利用者が約24万人で、600万人超ともいわれる認知症高齢者の数からすれば、利用は一部にとどまっている。その要因は、使い勝手の悪さにあり、①本人の判断能力が回復しない限り、利用をやめることができない。②報酬の支払いもずっと続く。③通常は後見人をほかの人に交代することはできない。④本人の財産を守ろうとするあまり、後見人は家族との旅行など本人の希望に沿った出費を認めない。とされています。これらを見直すことにより、利用にあたっての期間性、必要性に応じて開始・終了する仕組み、後見人を柔軟に交代できる仕組みなどが検討される予定です。



5月10日

## 償還免除の決定



STEPが保佐人をしている被保佐人(本人)について、法テラスより「自己破産申立ての代理援助による立替金を免除する」とのお知らせが届きました。本人は、多額のカード

ローン債務があり、返済が困難な事案でしたが、自己破産の申立て⇒自己破産決定⇒ローン債務弁済の免責決定と続き、今まで申立て支援していただいた法テラスからも、立替金の償還免除となり、本人の収支改善に大きく寄与しました。

5月15日

## 事務所移転の登記申請

STEPの事務所を現在の千里中央から岡町に移転する登記申請書を管轄の法務局に提出しました。順調にいけば、5/22の午後に登記完了の運びです。移転に際しては、市役所・年金事務所や施設・病院、金融機関など多岐にわたり、住所変更の届出が必要となり、スタッフで手分けして行きます。尚、実際の事務所移転は、6月10日の予定です。



3月29日

## 自宅の解体に向けて



先日、ある高齢者(本人)が自宅で亡くなりました。本人とSTEPは、死後事務委任契約を交わしていて、死後事務の中に、「自宅を解体し更地にして地主に返還する」ことが含まれています。自宅建物は昭和30年ころ築の非常に古い物件なのですが、甲区・乙区とも権利関係が残ったままで、このままでは滅失登記できないので、本人遺言により一旦STEPが遺贈登記をしたのちに、解体及び滅失登記することしました。

4月11日

## やっこさの遺産分割

昨年、被後見人(以下「本人」という)の施設から、本人の部屋にぎょうだいの通帳があるとの知らせがありました。調べると、その預金通帳は本人の亡兄名義でした。後見人としては、発見した以上放置するわけにいかず、家庭裁判所に報告し、①亡兄の法定相続人調査、②遺産分割協議書の作成と署名捺印、③銀行での相続手続と相続金の配分、以上3点を行うこととしました。まず、亡兄の相続人を調べると、本人を含めきょうだい及び甥姪の合計9人いることが判明。その9人に、本人=相続人代表として、法定相続割合通りに分割する内容の「遺産分割協議書」を各相続人に郵送したところ、うち2名が相続辞退、1名が音信不通であることがわかりました。遺産分割協議が不調に終わったので、再度家裁と協議し、「遺産分割調停」をすることとなりましたが、調停も欠席者が出て不調に終わりました。最後は「遺産分割審判」ということで、本人を申立人として家裁に審判申立てを行いました。結果は、本人を含む6人で法定相続割合通りに分割するという審判内容でした。次に当該審判書の「確定証明書」を申請し受領したのちに、取引銀行に相続手続です。その手続きでは、6人全員の「相続手続請求書」への署名捺印と印鑑証明の提出が必要となり、各相続人にその旨依頼し、全員分回収した上で、晴れて各人の指定口座に相続金配分となったわけです。昨年6月の発見以来、かれこれ10か月を要した「やっこさの相続手続」でした。